

平成27年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第11号）						
招集年月日	平成27年9月8日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年9月11日 午後1時30分			議長	橋爪和彦
	散会	平成27年9月11日 午後4時40分			議長	橋爪和彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	加賀山 瑞津子	○	9	永井英治	○
	2	橋本 誠	○	10	皆越てる子	○
	3	久保尚人	○	11	小見田 和行	○
	4	小出高明	○	12	奥田公人	○
	5	森岡 勉	○	13	田原健一	○
	6	徳永正道	○	14	溝口峰男	○
	7	豊永喜一	○	15	久保田 久男	○
	8	山口和幸	○	16	橋爪和彦	○
議事録署名議員	12番 奥田 公人 13番 田原 健一					
出席した議会書記	事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲 一典	○	教育長	中村 富人	○
	副町長	小松 英一	○	教育課長	甲斐 龍馬	○
	総務課長	小谷 節雄	○	会計 管理者	上 洩 幸一	○
	企画財政 課長	神田 利久	○	福祉課長	小見田 文男	○
	町民課長	宮原 恵美子	○	商工観光 課長	恒松 倉基	○
	税務課長	豊永 憲二	○	保健環境 課長	岡部 和平	○
	農林振興 課長	片山 守	○	建設課長	石塚 保典	○
	農業委員会 事務局長	大林 弘幸	○	上下水道 課長	深水 光伸	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第11号）

日程第 1	議案第22号	あさぎり町空家等の適正管理に関する条例の制定について
日程第 2	議案第23号	あさぎり町個人情報保護条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第24号	あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第25号	平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
日程第 5	議案第26号	平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 6	議案第27号	平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第28号	平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計補正予算（第1号）について
日程第 8	議案第29号	平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 9	議案第30号	平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第31号	平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第11	認定第 1号	平成26年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第 2号	平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第 3号	平成26年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第 4号	平成26年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第 5号	平成26年度あさぎり町介護サービス特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第 6号	平成26年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	議案第 7号	平成26年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	議案第32号	平成26年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第19	認定第 8号	平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第 9号	平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第10号	平成26年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第22号	あさぎり町空家等の適正管理に関する条例の制定について
日程第 2	議案第23号	あさぎり町個人情報保護条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第24号	あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第25号	平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
日程第 5	議案第26号	平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 6	議案第27号	平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第28号	平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計補正予算（第1号）について
日程第 8	議案第29号	平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 9	議案第30号	平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第31号	平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第11	認定第 1号	平成26年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12	認定第2号	平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決の認定について
日程第13	認定第3号	平成26年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第4号	平成26年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第5号	平成26年度あさぎり町介護サービス特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第6号	平成26年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	議案第7号	平成26年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	議案第32号	平成26年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第19	認定第8号	平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第9号	平成26年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第10号	平成26年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午後 1時30分 開議

●**議会事務局長（坂本 健一郎君）** 起立、礼。着席。

◎**議長（橋爪 和彦君）** ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第22号

◎**議長（橋爪 和彦君）** 日程第1、議案第22号、あさぎり町空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題します。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（愛甲 一典君）** 議案第22号、あさぎり町空家等の適正管理に関する条例の制定について提案いたします。あさぎり町空家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町内に点在する空家が適正に管理されないことで、地域住民等への悪影響を与え始めているため、本条例を制定する必要があると、提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎**議長（橋爪 和彦君）** 総務課長。

●**総務課長（小谷 節雄君）** はい、それでは内容についての御説明をいたします。あけていただきたいと思っております。あさぎり町空家等の適正管理に関する条例、本条例につきましては、名前の条例の名称にもつけておりますが、空家等の適正管理を目的とするものでございます。空家等対策の特別措置法が、もう施行されてきてそのガイドライン等もできてきております。そういった中で、以前からこの議会の中でも、議員各位からいろいろ御指摘を受けておりますが、今般そのあさぎり町としましての適正化に関します条例の提案をさせていただくものでございます。1条につきまして目的でございます。今申し上げたようなことで空家等の適正管理に関して必要な事項を定めるということでございます。定義2条でございますが、その中で、4号、特定空家等ということですが、ここにアからケまで書いております。これらの特別措置法、あるいはその施行のためのガイドライン等で国が示しております基準がございますが、その中で、この特定空家等をうたっておりますが、それをあさぎり町の実情にかんがみましてこういった表現をアからケまでしておるということで、こういった特定空家等を対象にしました適正管理の手段等につきましての内容を以下書いているところでございます。第3条、基本理念でございますが、第4条に、所有者等の責務をうたっております。所有者等はその社会的責任を自覚し云々でございますが、要するに所有者が常にその適正に

管理する義務がありますよということをうたっております。第5条が町の責務でございます。第6条で、町民の皆さん方からも御協力をいただきたいということでもうたっております。第7条につきましては、それぞれ民有地の中での当事者間の紛争等があった場合に、その解決を図ることをこの条例は妨げるものではありません。ようするにこの条例があるから云々じゃなくて、当事者間の紛争につきましてはそれぞれ各自で基本対応をいただきたいということでもございます。8条以降に調査等ということでもうたっております。別紙の説明資料ということで、条例における対応フローというのを上げておりますが、6条の町民課からの情報提供等によりまして調査に入りますが、8条で、所有者等に対する調査を行うということで、この中で2項、活用の2項でございますが、町長は前項の規定により所有者等の調査において必要があると認めるときは、町が他の目的のために保有する情報を利用することができる、これが、税等の目的外利用、これが今回の法改正の中で新たに出てきたことを具体的にうたっている部分でございます。法あるいはこの条例によりまして、今後その町が持っている個人情報等をこの条例の施行に必要な範囲においてという縛りの中で、目的外利用が可能になってくるものでございます。以下、調査につきましての具体的な手順等を8条で書いております。9条は助言または指導でございますが、まずあのそういった対象物件に関しまして、所有者に対しまして町はまず助言または指導ということをお願いをさせていただくものでございます。10条が、それがその助言等で応えていただけない場合には、必要な措置を講じるように、今度は勧告という形で町は対応させていただく、その勧告をまた受け入れていただかない場合は、11条で命令ということでもうたっております。この命令の場合が、第2項で、第2項の中の2行目でございますが、あさぎり町空家対策協議会の意見を聞く、ようするに町が実際命令を発する場合は、第15条でもうたっておりますが、協議会のほうに諮問いたしまして意見を聞かせていただくと、この命令に正当な理由なく、適正な措置をしない場合には、第12条で公表ということになります。その公表の中身につきましては、1号から4号等でもうたっております。その場合には、第2項で弁明の機会を与える必要があるということでもうたっております。そこまでいって対応いただけない場合には、第13条で行政代執行法の適用、行政代執行を行うことができるとなっております。ということでフロー図でいきますと、6条から8条調査、助言または指導で9条、10条の勧告、11条命令、ずっとおきてきまして、どうしてもこの命令に従わないことに正当な理由がない場合に、第13条を根拠に代執行法の適用を行うということでございます。第14条は、緊急安全措置ということで緊急な場合につきましましてはですね、この手順を省略と申しますか、必要な場合には、緊急に安全確保のための措置をすることができることをうたっております。第15条空家等の対策協議会、先ほど申し上げました命令等を出す場合には空家等対策協議会の御意見をいただくということでもございます。16条以下は意見を聞く専門的知識を有する方からの意見を聞く、あるいは警察等への相談、関係法令の適用等をそれぞれうたっております。罰則としまして第20条に先ほど申し上げました順次手順を踏みまして、第12条の規定によりまして公表をしてもなお命令に係る措置を講じない方には、5万円以下の過料を科すことができるということもたっております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することにしております。一番最初に申し上げましたとおり、今回の条例につきましては、いろんな諸問題があります空家等の適正管理に関する条例ということで、利活用、空家等の特別対策措置法の中では利活用についてもうたっておりますが、今回の本町のこの条例につきましては利活用に関しましては含んでおりません。利活用に対する対応についてはまた別途、例規等の整備、あるいは計画等の整備を行って、別途対応していくということで、その前提でこの条例を御提案をするものでございます。以上をもって説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) これから議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第23号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第2、議案第23号、あさぎり町個人情報保護条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題します。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第23号を提案いたします。あさぎり町個人情報保護条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを提案いたします。あさぎり町個人情報保護条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) はい、議案第23号について御説明をいたします。あけていただきまして、あさぎり町個人情報保護条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例、この条例につきましては、1条といたしまして、あさぎり町個人情報保護条例の一部を改正する条例と、5ページをお願いいたします。5ページの上から5行目になりますか、あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例、第2条、あさぎり町手数料条例の一部を次のとおり改正する、この2条によって、構成いたしております個人情報保護条例と手数料条例を2件の条例につきまして一括しての改正の提案でございます。まず行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、通常マイナンバー法とか、社会保障税番号法とか、そういった表現、略称と申しますか、とっておりますが、その条例のいよいよ本施行が近づいてまいりました関係で、今回この本町の条例の改正をお願いするものでございます。別紙であさぎり町個人情報保護条例の一部改正について、ということで、1枚紙の先ほど配りしておりますが、若干これに基づきまして御説明をさせていただきますと思います。改正の概要はここに書いておりますとおりでございますが、マイナンバー法の施行によりまして、本条例をその内容に合わせまして条例を改正して適用を可能にするものでございまして、その中で、単語をまず上げておりますが、中ほどに、特定個人情報と情報提供等記録と、いろいろ難しい言葉になってしまっておりますが、この言葉がまずそれぞれの条文の中で出てまいりますので、この特定個人情報と情報提供等記録、これについて、ここに記載しておるとおりの内容でございますのでこれを御確認をいただきたいと思っております。あわせて、そのくくりを下のほうに略図と申しますか書いておりますが、特定個人情報というのがあってその中に情報提供等記録があるということで大変わかりづらいと思っておりますが、これを前提としてまずあの御確認をいただきたいと思っております。議案の中で、7ページ以降に新旧対照表がありますので、こちらで御説明をさせていただきたいと思っております。7ページの新旧対照表の中で、改正後、まず第1条で、アンダーラインがありますが、個人情報で括弧で個人情報に該当しない特定個人情報を含む以下この条において同じということで、この個人情報あるいは特定個人情報、こういったものが、この条文改正の中でずっと出てきております。これだけ読むと大変わかりづらいんですが、その下の2条、定義の中の2号で、特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは

マイナンバー法でございますが、その第2条第8号に規定すると書いてございますが、ここでいう特定個人情報とは具体的には個人番号を内容に含む個人情報、要するに各個人さんにそれぞれ個人番号がこれから付されます。その番号を含む個人情報が、ここで言うところの特定個人情報ということになります。それからその下の3号、情報提供等記録、ここに書いてございますのは、また番号法の第23条云々で書いてございますが、この特定個人情報は具体的には、その不特定個人情報をいろんな機関の中でやりとりする場合、あるいは本人さんも含めてでございますが照会した場合の情報のやりとり、記録をこの情報提供等記録と言います。具体的にはいつだれが照会をかけて、いつ、だれが、それに答えた、その具体的な中身はどういうふうに答えたというのをきちんと記録をすることが義務づけられております。これは昨日ですか一般質問でもございましたが、この個人情報の情報管理をものすごく今回法の中で厳格に指定しておりますので、そういった意味でそういった情報のやりとりそのものも記録をする必要がある、そういった場合の情報提供等記録、という表現がここにしております。その下の特定個人情報ファイルといいますのは、今度はそういった特定個人、個人を識別するための番号を含んだ情報を幾つでもですね、ファイル一緒にするということは法で認められた以外は禁止されております。たとえば町の職員であってもですね、Aさんの番号が何番でそれでいろんな情報をずっと集めることは禁止されています。それはなぜかと言いますと、それが抜けたらその情報が全部抜けてしまうから、あくまでも、個別個別の情報を個別個別で管理する、必要に応じて、その番号を通して、その情報を取得する。そういう仕組みになっておりますので、この個人特定個人情報ファイルというのは、法の中で認められているそういうことをファイリングすることが認められていることがこの特定個人情報ファイルでございまして、原則そういうことはしてはだめだというふうになっております。これ繰り返しますが、そういった情報をものすごく厳格にしているということで、あえてこの三つの言葉の意味を今説明をさせていただいたところでございますが、そういった前提でこの法ができておりますので、それに合わせて、この条例もつくっておるということでございます。ということで、言葉の意味としましてはそういうことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。9ページに書いていただきたいと思っておりますが、12条の2で、特定個人情報の利用の制限ということであっております。番号法におきましては特定個人情報の目的外利用について、通常の個人情報よりさらに厳格に制限をいたしております。よって情報提供等記録についてはですね、目的外利用を一切禁止をいたしております。今言った意味はですね、12条の2、ずっとアンダーラインを引いてありますが、その最後のほう、下から3行目ですね。カッコで情報提供等記録を除く以下この条において同じ。これはちょっとわかりづらいと思っておりますが、情報提供等記録はですね、一切その結果を次にはですね、目的外のためには利用してはならない。ということでございますので、この条文は個人情報保護法とあわせてですね、新たにこの特定個人情報を適用するためにこの条文が入ってくるというふうに御理解をいただきたいと思っております。大変わかりづらいと思っておりますが、今回改正する前の個人情報保護条例は、既にそういった条文が入っておりましてそれにプラスこの12条の2は挿入をされているということでございます。次でございますが、12条の3、10ページの中ほどでございますが、特定個人情報の提供の制限、今度また似たような話が出てきますが、実施期間は番号法19条各号のいずれかに該当する場合を除き、規定をされてる場合を除きまして特定個人情報を提供してはならない。これも先ほど言いましたとおり法であっております関係それをここにきちんと条例の中にもうたいこんだということでございます。下のほうの15条、開示を請求できるもの以下ですね、22条まで、開示請求等につきまして記載をしておりますが、その意味合いといたしましては、本人の参加の権利を一層保護するためということで、特定個人情報の情報提供記録等につきまして、本人あるいは代理人が開示請求等を認めている、認めておりますので、法の中で、そのことをこの条例の中にもうたっている、22条まではそういうことをそれぞれうたっておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思っております。24条の2、13ページでござ

いますが、情報提供等記録の提供者等への通知、これも全部挿入でございますが、そういった情報提供等の記録の訂正の実施をした場合については、その旨を書面により通知をするもの、ようするにそういうやりとりをした場合には必ず、きちんと通知をする、これも法にうたっていることをそのままこの条例の中にも挿入しておるところでございます。あと、最後のほうに参りますが、本文のほうに戻っていただきたいと思えます。本文の6ページでございますが、附則といたしまして、施行期日をうたっております。この条例は、基本的には附則の第1条第4号に掲げる規定の施行の日、具体的には平成28年1月1日でございますが、から施行するものでございます。基本はですね、ただし以下2項目ほどですね別の期日を施行日にしておりますが、まず平成28年1月1日というのは何かと申しますと、個人番号カードの交付、それから個人番号の利用が具体的に始まる日が平成28年1月1日でございます。ということでこの期日を適用するのが基本でございます。適用の1番の部分は本文のその前に戻っていただきまして、5ページ、本文の第2条、あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例、この部分が1月1日から施行されるものでございますが、現在住民基本台帳カードというものがございまして、これ希望者に申請によりまして発行しておりますが、これが本年いっぱい発行が中止になります。ということで、その分の別表第4の1の中に、住民基本台帳カード交付1枚500円というのございますが、これを削除する、そして5ページの下のほうに以下でございますが、個人番号ということで、通知カードの再交付、とその下の枠の個人番号カードの再交付、それぞれ1枚500円、1枚800円となりますが、この分が新しく挿入されるものでございますが、ようするに今回のマイナンバー法の施行によりまして住民基本台帳カードは交付をしなくなります。通知カードの再交付とか個人番号カード等の再交付につきまして、800円、500円の使用料をこの条例改正の中でうたっておるということでございます。また6ページにもどっていただきますが、6ページの中で1号、1号で、その中で1番最後に番号法の施行の日とございますが、平成27年10月5日、これがその関係する規定につきましては、27年の10月5日、今年の10月5日から適用するものです。施行するものでございますが、これはもう常々、一般質問でも出てまいりましたが、具体的に各住民の方に通知カードが送付がされる、開始される日付、これが10月5日でございます。ということでそれにあわせてその関係条文につきましては、この10月5日から施行するというところでございます。2号でございますが、番号法の附則第1条第5号に掲げる規定の施行って書いてございますが、これは先ほどございました、個人情報保護条例今回改正予定の第24条の2の規定でございまして、情報連携、情報のやりとりをする、そういった部分については、平成29年の1月1日、1年数カ月後でございますが、そういった日付から適用される、これは法のほうもそこからスタートするというので、改正の中の24条の2につきましては、29年の1月1日から施行されるということで、今回の条例の改正案はつくっておるところでございます。大変わかりづらい説明だと思っておりますが、ようするに法の改正規定にあわせて条例を合わせてる、そうしないとその町の実際の運用ができないということで、もう一点申し上げておきたいことは、この情報管理はですね、法の中で厳しくうたってございますので、それにあわせてこの条例についてもですね、改正をしているということで、御説明に代えさせていただきますようお願いしております。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 詳しく教えていただきましたが、当然なんですけど、罰則規定っていうのは基本の分で、今日はちょっと説明がなかったもんですから、何条辺りにありますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 法の中でいきますと、24条25条の中に、秘密の管理あるいは秘密保持義務等々が、マイナンバー法の中にはうたってございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 今回新聞等見れば、あつてはいけないんですけど、行政からの情報の流出っていうのも、十分考えられるっていうのが出ておりますので、できましたら再度確認というところでお尋ねしました。

◎議長（橋爪 和彦君） 答えはよかつですね、ほかに質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第24号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第3、議案第24号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、議案第24号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由を申し上げます。軽自動車税の課税業務の適正化及び効率化を図るため、本条例の一部を改正する必要があるため、提出する。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） はい、税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。軽自動車税の課税決定及び納期の変更になります。軽自動車税の課税決定及び納期は、合併当時、会計の資金繰りの影響を考慮して、年度初めの4月に設定してあります。しかしながら、年度初めの4月では廃車情報が多く、異動処理や減免申請を含め事務処理の煩雑化につながっている現状にあります。このため課税決定と納期を4月から5月に変更することにより、課税業務の適正化及び効率化を図ることを目的に一部改正を行うものであります。それでは、改正文を読み上げます。2枚目をお願いします。あさぎり町税条例の一部を改正する条例。あさぎり町税条例の一部を次のように改正する。第83条第2項中、4月11日から同月30日を、5月1日から同月31日に改める。附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。以上、よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第25号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第4、議案第25号、平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）についてを議題します。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第25号を提案いたします。平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について提案いたします。平成27年度あさぎり町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,071万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,314万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは1ページをお開けいただきたいと思います。続きを読ませていただきます。第1条第2項からです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正による。5ページをおあけいただきたいと思います。第2表地方債補正、起債の目的、社会教育施設整備事業、限度額990万円。起債方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。この起債は森園カントリーパークの運動公園の芝生の張りかえ工事のためのものです。合併特例債を予定しております。次に8ページ、歳入のほうをお願いします。企画財政課所管部分です。まず最初に地方交付税、6,991万4,000円の減となっております。普通交付税につきましては、合計額が50億6,861万3,000円となっております。平成27年度の交付税の総額が51億718万5,000円、で、先ほど申しました50億6,861万3,000円の中には、特別交付税が当初予算で2億円計上しております。したがって、普通交付税の残額について、普通交付税が現在のところ48億6,861万3,000円となりまして・・・としまして2億3,857万8,000円となっております。ただこの特別交付税に2億円当初計上しておりますが、皆さん方御存じのとおり、今回雨等によりまして災害等が起きておりまして、今後特別交付税がどうなるかちょっとはつきりわからないところですが、そういうふうな状況もございます。それから下のほうに移りまして、県支出金、目3、総務費県負担金、ふるさと寄附負担金でございます。1万円です。これは県のふるさと納税で納められたもので、あさぎり町を指定されて納められております。その分で1万円入ってきております。それから次のページ9ページになりますが、中ほどに指定寄附金、ふるさと寄附金、1,400万計上しております。今現在、9月7日現在ですが、寄附金が1,424万4,000円、入っておりまして、当初と補正合わせまして補正前まで900万の収入を見込んでおりましたが、2,300万を見込みまして1,400万の補正を行っているところです。ただこの金額は、まだまだ今後ふえる見込みもありますので、また多くの寄附金をいただいたときはまた補正をお願いしたいというふうに思っております。それから次の繰越金についてです。前年度繰越金、3億711万8,000円、昨年度の実質収支が5億711万8,450円でしたので、当初で2億円組んでおりましたのでその差額分の3億7,118万、すいません。3億711万8,000円を計上しております。その下の雑入ですが、市町村振興事業補助金、178万1,000円。これにつきましてはサマージャンボを財源としまして、資源有価物回収事業交付金の補助金ということで一応申請をいたしまして、178万1,000円の補助がついたところです。続きまして歳出のほうに移ります。11ページをお開けいただきたいと思います。中ほどの企画振興費、職員手当、時間外勤務手当、8万9,000円となっておりますが、これについては、平成28年度に第34回地域づくり団体全国研修交流会というのが熊本県で開催されます。これは山鹿市が中心となって行われるわけなんです

が、その分科会の会場が11ブロックありまして、人吉球磨もそれに含まれております。そのための準備ということでの会合が、夜等に行われておりますので、その分での時間外手当、それから、KUMAプロジェクト関係の県立大の学生さんたちがこられたときですね、職員のほうが対応したりしておりますので、そういったときの時間外として計上させていただいております。それから、負担金補助及び交付金、くま川鉄道経営安定化補助金930万3,000円、これは赤字補てん分です。昨年度の赤字、鉄道業経常損益が4,355万1,873円ございまして、これを関連町村で負担をするというふうなことになります。続きまして次の電子計算費で委託料、電算システム改修委託料、925万6,000円。これにつきましては、タッチパネルの増設費と、それから中間サーバー接続ネットワーク関係、がございまして、まず最初に、タッチパネル関係ですが、これにつきましては、マイナンバー関係で28年の1月から、個人番号カードが本人申請で配布されるようになるわけなんですけれども、そのときにカードの暗唱番号が必要になってきます。それは職員が見るわけにはいきませんので、申請された方が、タッチパネルによって暗証番号を決めていただくと、いうふうなものになります。そういったことから、タッチパネルを増設するものです。それから中間サーバー接続ネットワークについてなんです、この中間サーバーというのが、情報提供ネットワークシステム、これについては総務省で運用されておりますが、個人情報等の一元管理とならないよう、個人情報を保有されておられません、このシステムは、それから、地方公共団体が保有する複数の既存業務システムとこの情報提供ネットワークシステムに接続する場合、それぞれの既存業務システムで情報提供ネットワークシステムと接続するための機能が必要となります。このような状況からセキュリティ及びコストの観点から、情報提供ネットワークシステムと既存業務システムとの接続の方法として、情報提供ネットワークシステムと既存業務システムとの間に、情報連携の対象となる個人情報のふほんを保存、管理し、情報提供ネットワークシステムと、既存業務システムとの情報の授受の仲介の役割を担う中間サーバーを置くというふうになっております。こういうことで中間サーバーを東日本とそれから西日本2カ所に置くようになっておまして、それが下のほうに関連しますけれども、社会保障番号制度中間サーバープラットフォームというものが、東日本と西日本に置かれるというふうになります。これと関連してくるわけなんですけれども、この中間サーバーに接続するための経費が、この電算システム改修委託料の中に含まれておまして、タッチパネル分と合わせまして925万6,000円となっております。それから次の電算機器保守委託料、14万円です。これについては、中間サーバー接続ネットワーク機器の保守、それから中間サーバー接続ネットワーク運用保守、これは1月から始まりますので、3カ月分を計上しているところです。それから次のソフトウェア使用料、103万7,000円ですけれども、これについては、LGメールフィルタリングサービス、これについてはメールフィルタリングサービスを利用することで、送信元やあて先が偽装されているメールや添付ファイルの拡張子が細工されているメールなど、標的型攻撃メールの疑いのあるメールを保留や削除するというふうなサービスです。それからウェブフィルタリングサービス、これは標的型サイバー攻撃など、万が一マルウェア、これはコンピューターのウイルスに感染してしまっても、誘導しようとするウェブアクセスをブロックできるというふうになっております。さらにアップロード先となりやすいフリーのオンラインストレージを制御し、より確実な防御を実現しながら、アクセスログの収集も可能というふうなものです。そのようなことで、ソフトウェアの使用料として103万7,000円を計上しておまして、これは6カ月分を計上しております。それから、負担金補助及び交付金ですが、これは先ほど申しました中間サーバーを東日本と西日本とに設置するわけなんです、その整備とそれから運用費としまして、全国の市町村が負担をして運用を行います。あさぎり町の負担として、650万4,000円となっております。それから次の最後のほうで基金費です。ふるさと基金積立金1,401万円。これは先ほど歳入のほうで申し上げましたふるさと納税のあさぎり町のふるさと納税の1,400万と、それから県からいただきました1万円、1,401万

円となっております。それから財政調整基金積立金、これについては、地方財政法の第7条のほうで繰越金の2分の1を下回らない金額で積み立てるというふうになっておりますので、1億5,356万円を計上しているところです。それから次のページの12ページをおあげいただきたいと思いますが、地域情報通信基盤整備推進事業費です。工事請負費179万6,000円、これについては、第2保育所とそれから岡原保育所それから旧深田中学校の放送支局の移設工事となっております。これは、いずれも室内に設置されておりましたので、その分を外の電柱に設置するというふうな工事となっております。それから次のふるさと寄附対策費です。ふるさと寄附お礼品700万円、これは、寄附をしていただいた方へのお礼の品というふうになります。700万円を計上しております。それから、委託料ですが、ふるさと寄附代理受領業務委託料、これはクレジット決済です。10万1,000円を計上しております。それからふるさと寄附特産品発送業務委託料126万円ですが、ふるさと振興社のほうに発送業務等委託しておりますので、その委託費として、計上しております。以上、企画財政課の説明を終わりたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 総務課分を御説明いたします。9ページをお願いいたします。9ページの2段目でございますが、県支出金の中の目7消防費県補助金でございます。球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金と上げておりますが、これは具体的には、球磨川水系の自治体に対しまして、県のほうで10億円の基金を設置した中で、その水系の防災減災のソフト事業に関しましての助成事業ということで、おおむね10年間をめどにスタートいたしました。本町におきましては、歳出につきましてはもう既に当初予算で計上してる分につきましては、その充当する予定でございますが、対象事業といたしましては、ハザードマップの作成、排水ポンプの設置、防災資機材の購入、あるいは備蓄品の購入、等々を当初予算計上してしておりますので、そういったものに充当する予定でございます。あけていただきまして11ページ歳出でございます。まず議会費につきましては印刷製本費といたしまして、議会だよりの増刷分ということで、8万8,000円でございます。一般管理費といたしまして、給料職員手当等を上げておりますが、これは若干の調整額ということで上げております。8の報償費につきましては、研修講師謝金ということで増額しております。具体的には先般の議会のほうでも、対応いただきました大学の先生がおいでいただいた分の経費ということで御理解をいただければと思っております。目の6財産管理費でございますが、需用費といたしましては消耗品、これは合併後もう12年たっておりますが、町の旗がもう残りがなくなってきたということで、今回町旗の作成を行いたいということで、消耗品で計上させていただいております。あと水道・下水道使用料につきましては、町管理の各施設の使用料の不足分ということでございます。それから委託料といたしましては、元並木団地、公営住宅の跡地でございますが、売却予定をしておりますので、その不動産調査の鑑定委託料でございます。それから、あけていただきまして15ページをお願いいたします。最下段でございますが消防費、2の非常備消防費といたしまして、役務費とそれから公課費あげておりますが、実は今年度、あさぎり町に消防庁から無償貸与の救助資機材搭載型の積載車、無償貸与、貸し付けでございますが、が貸し付けを受けることができることになりました。具体的にはですね、ごらんになった議員さんもおられるかもしれませんが、上消の放水競技大会なんかですね、実は多良木町が同じく受けておりますので、あの現場に来ていたんですが、通常の積載車でなくて、救助資機材を登載してる積載車、ということでございます。ということで消防庁からそれ貸し付けを受けることができますが、その役務費、保険料とか、あるいは公課費の重量税等は町負担になりますのでその分を計上させていただきました。施設費、消防施設費でございますが、工事請負費、129万4,000円でございますが、4分団2部、これは具体的には皆越でございますが、現在の積載車格納庫が、実は携帯電話の中継局の設置が、事業者のほうでやっていただくことで決まっておりますが、位置的にその現在の格納庫のところが電波状態等含めまして、あるいは用地的に一番適する

ということで、建物そのものも非常に老朽化しております関係で、そこ移転をするということで、公民館の敷地の中に格納庫を設置をしたいということで、その工事請負費でございます。その跡地、先ほど言いました跡地には携帯電話の中継基地局が設置されるということでございます。それから4防災管理費でございますが、これは財源更正でございます。さきほど歳入で申し上げました分の財源更正をさせていただくものでございます。18ページ以降に給与費明細書がございますが、その中で特別職については今回ございません。一般職につきましては、給料が2万1,000円とあと職員手当が45万9,000円ほどございますが、その内訳については下の表に書いてある内容でございます。以上、総務課所管分でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） それでは町民課所管の補正予算について、御説明申し上げます。まず歳入からお願いいたします。8ページをお開きください。上から2段目になります。款13使用料及び手数料、目1総務手数料、節7の個人番号関係手数料でございます。2万3,000円でございます。先ほど御決いただきました手数料条例で申し上げました通知カード及び個人番号カードの再発行の手数料になります。通知カードが500円の30枚予定しております、個人番号カード800円の10枚予定というところで計上をさせていただいております。次に、その下でございます。款14国庫支出金、目6総務費国庫補助金、節2総務費補助金、624万円でございます。内訳としましては、個人番号カード交付事業費補助金が572万3,000円、これは通知カードや個人番号カードの作成製造や郵送費、それから個人番号カードの申し込み整理等にかかる費用になりますけれども、すべて地方公共団体情報システム機構に委任いたしておりますので、歳出のほうに計上いたしておりますが、全額機構へ支払うものでございます。その下の個人番号カード交付事務費補助金、51万7,000円でございますが、これはカード交付事務のための、人件費や郵送費にかかる事務費の補助金になります。続きまして歳出です。12ページをお願いいたします。中段になりますけれども、款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費、節3職員手当等、時間外勤務手当29万8,000円でございます。歳入で御説明申し上げましたカード交付事務にかかります時間外勤務手当でございます。節9、旅費6,000円でございます。これも県等が開催します個人番号制度関連会議への研修旅費でございます。節11需用費、1万3,000円です。これも個人番号の追記欄への記載時の確認印とか、ゴム印代の消耗品費になります。節12、役務費、カード交付に関しますところの切手代、20万5,000円と、カードの再発行手数料2万3,000円、合わせまして22万8,000円でございます。節の19、負担金補助及び交付金、572万3,000円でございます。先ほど歳入で御説明申し上げました、地方公共団体情報システム機構へ支出するものでございます。次の13ページをお願いいたします。款3、民生費、目5国民年金事務費、節13の委託料です。39万6,000円でございます。内訳としましては、国民年金保険料の納付猶予制度対象者が平成28年7月から平成37年6月までの時限措置としまして、30歳から、現在30歳でございますが、それを50歳に引き上げられますので、それによりますところのシステムの改修経費、13万6,080円。それから、免除申請様式及び学生納付特例申請様式の見直しに要しますシステム改修経費25万9,200円でございます。以上で、町民課所管分の補正予算の説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。10分間です。

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き会議を開き、説明を求めます。福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） では補正予算について説明申し上げます。まず歳入から説明申し上げます。8ページをお願いします。款の14、国庫支出金、目1、民生費国庫補助金、地域介護福祉空間整備推進交付金300万円計上しております。これはJ A球磨さんが須恵地区で現在住宅型有料老人ホームを建設中でございますけれども、12月にオープン予定でございます。この施設を活用しまして、高齢者、障害者や子

供の共生型サービス、世代間を超えた地域交流事業を展開するという計画でございますけれども、この事業が、この交付金事業に該当するため、JAより交付申請がされ、町が国のほうへ交付申請を行い、内示がきたものでございます。それから、次のページをお願いします。中段ですけれども、款の17寄附金、民生費寄附金3万円でございます。これは人吉球磨タクシー協会より、町のほうに福祉関係に活用してくれという寄附でございまして、これを受け入れるものでございます。12ページをお願いします。最下段でございますけれども、歳入を申し上げます。款の3民生費、目2、老人福祉費、備品購入としまして3万3,000円計上しております。これは先ほど申しましたタクシー協会からの寄附金3万円を活用しまして、地域サロン等での運動機能維持のための体操を実施しておりますけれども、今回はおもり付きのリストバンドを購入したいということで予算を計上しております。次のページをお願いします。節の19、地域介護福祉空間整備推進交付金300万、これも先ほど歳入のほうで説明申し上げましたけれども、JAさんの住宅型有料老人ホームの交流事業に対しまして300万入ってきておりますので、これをJAさんのほうに300万をですね、補助金として交付するものでございます。それから節の28、介護保険特別会計拠出金、33万4,000円減額補正しております。これは球磨郡介護認定審査事業特別会計の平成26年度分の決算に伴いまして、繰越金が出ております。その繰越金で調整するため、減額補正をするものでございます。それから、目の4障害者福祉費、球磨郡障害認定審査事業特別会計繰出金23万5,000円減額しておりますけれども、これも、球磨郡障害認定特別会計の26年度分の決算に伴いまして、繰越金で調整するため、23万5,000円を減額するものでございます。以上で、福祉課所管の補正予算について説明を終わりました。よろしくをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） 保健環境課所管の補正予算について御説明申し上げます。歳入でございますが、9ページをお願いいたします。1番下でございます。款20諸収入、目2衛生費納付金、節2予防接種徴収金3万2,000円の補正でございます。本年度のインフルエンザ予防接種について、高齢者の任意の予防接種については、個人負担を費用の約3割をお願いしておりますけれども、今年度ワクチンの価格が上がったことによりまして、個人負担金を1,400円から1,500円に100円値上げさせていただくものでございます。集団接種を希望される方を320人と見込んで計上しているところでございます。それから、目3雑入、節1雑入でございますけれども、他団体支給旅費37万1,000円の補正のうち、7万1,000円が青森市で開催されます日本自殺予防学会総会のシンポジウムに、熊本大学と共同で実施している事業に関連して参加します保健環境課の保健師の旅費について、熊本大学の旅費規定に基づき支給されるものでございます。歳出でございますけれども、13ページをお開きください。款4衛生費、目1保健衛生総務費、節の13委託料、健康システムデータ移行委託料301万2,000円の補正でございますけれども、本年度健康管理システムの更新を行います、現在のデータを新しいシステムに移行する必要がありますので、その費用を計上させていただいております。それから目3環境保全費、共済費を除きまして、節の11需用費の消耗品費61万1,000円の補正でございます。各地区のリサイクルセンターに置く蛍光灯などの有害ごみを収集するための容器でございますけれども、廃棄物減量等推進会議で要望がありましたので、必要な地区を調査させていただいて、その分を計上させていただいております。目6予防接種事業費、節11需用費の医薬材料費17万8,000円の補正でございますが、歳入で申し上げましたけれども、インフルエンザワクチンが、約1.5倍の値上げとなります。それに伴いますところの補正でございます。節の13委託料、個別接種医療機関委託料117万円の補正でございますが、高齢者のインフルエンザの予防接種については、球磨郡医師会、人吉市医師会それから公立多良木病院に委託をしておりますが、ワクチンの単価値上げの分から個別接種医療機関の委託料も値上がりすることになりますので、その分を計上させていた

だいております。当初見込み、2,600人の方が個別接種をするというふうに見込んでおるところでございます。それから節の23償還金利子及び割引料でございます。風疹予防接種助成事業補助金返還金8,000円の補正でございます。26年度に実施しました風疹予防接種助成事業に係る県補助金の返還金8,000円でございます。それから、目7健康づくり推進事業費、節8報償費、健康ポイント報償費30万円の補正でございますが、現在までの健康ポイント事業による商品券の交換状況と今後の事業を見込みまして、不足が見込まれることから、500円の600枚分、30万円を補正させていただくものでございます。それから目8保健センター管理費、節の11需用費、修繕料60万4,000円の補正でございますが、免田保健センターの水道管の漏水修繕に係るものでございます。止水弁からトイレに行く配管のところで漏水が発生しておりまして、止水弁からトイレまでの既存管を止めまして、新しい管を敷設するという工事の修繕料でございます。以上、保健環境課所管の補正予算について説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（大林 弘幸君） 農業委員会所管分について説明いたします。歳出のみです。14ページをお願いいたします。最上段の目1農業委員会費、節9旅費143万円につきましてですが、農業委員の先進地視察研修を計画しておりまして、委員26人分の費用弁償を132万7,000円と、職員随行分2人分の旅費を10万3,000円計上するものであります。この研修につきましては、主に耕作放棄地の解消、特に農地つきの空き家対策、さらには農家の嫁不足の解消に向けての先進地の研修を行うものであります。その下、節23償還金利子及び交付金で農業委員会等振興助成費補助金返還金10万9,000円ですが、これは平成26年度の実績に伴う返還分となっております。以上、農業委員会所管課分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） それでは、農林振興課分の補正予算の説明をいたします。歳入から説明いたします。9ページをお願いいたします。目4農林水産事業費県補助金、節1農業費補助金、農地中間管理機構集積協力金交付事業交付金でございますが、農家が農地中間管理機構を通じて、農地の貸し付けを行い、離農リタイヤされた場合に、貸付面積に応じて交付されるもので、今回30万円が2件、50万円、70万円がそれぞれ1件申請がございましたので、計4件分の180万円を補正するものでございます。一行あけまして、農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金につきましては、国営事業継続地区推進調査委託金の追加分6万円でございます。次に歳出の説明をいたします。14ページをお願いいたします。2行目、目4農業振興費の獣害対策事業補助金20万円の追加でございます。獣害対策で電気木柵等を設置する場合に、3分の1を町の単独補助金として支出しているものでございますが、当初予算で50万円を計上しておりました。現在までに45万円を支出しておりまして、本年度の予算残が5万円と少なくなりましたので例年の8月から3月までの平均支出額20万円を追加するものでございます。目1農業施設管理費の修繕料でございますが、農業施設3カ所分の修繕と台風15号分の修繕料ということになります。まず、有機センターにつきまして、年数の経過により老朽化し、鉄骨が腐っている内壁の約18メートルの改修、これとセンター内の3カ所の出入り口につきまして、シャッターが設置されておりましたが、現在壊れて締まりませんので、今回シャッターではなく、両開きの門扉の設置を行うものでございます。これに合わせて210万円程度を考えております。また同じく有機センターにおきまして、堆肥を製品にするときに、粉碎し大きな異物を除去し、ふるいに供給する供給ホッパーという大型機械のスクリーウがありまして、そのスクリーウが磨耗しておりまして、このままでは堆肥センターの事業展開に支障が出ると思われまますので、スクリーウの取りかえを約60万円で行うものでございます。次に、農村婦人の家のトレーニングルーム、事務室、和室につきまして雨漏りがしておりまして、使用に支障を来しておりますので、90万円程度をかけて修繕をするとい

う計画でございます。3カ所目としましては、深田ふれあい市場の屋根につきましても、雨漏りをしているところでございます。見積もりをいただいたときに、全体的に老朽化しておりまして、部分的な修繕では対応し切れないということで、150万円をかけまして屋根の全面改修を計画したところでございます。また、さきの台風15号により有機センターの屋根スレートと上畜産センターの屋根スレート、天子の水公園の看板に被害が出ておりますので、その修繕料18万5,000円を計上しております。総額で631万3,000円になったところでございます。次に、目13農地費でございますが、工事請負費を252万1,000円計上しております。2カ所分の工事となりまして、1カ所目が、上、高原殿地区の排水路改修工事でございます。南稜高校の高原殿農場の下流側の排水になりますけれども、町道を横断しておりますコルゲート管に腐食がありますので、このままでは危険ということで、コンクリートのヒューム管に取りかえる工事をするものがございます。2カ所目につきましては、北吉井のライスセンターとリサイクルセンターの間の排水路でございます。ここにつきましては、昨年度の会計検査で、排水路の断面が不足しているという指摘がございました。この解消のために、配水路の土手にですね、10センチから20センチの盛り土をするという工事となります。372メートルです。目14、川辺川土地改良事業費の消耗品につきましては、国営事業継続地区推進調査委託、委託金の追加に伴うものがございます。目18、農地中間管理事業費の経営転換協力金は歳入で説明しましたとおり、農地中間管理機構集積協力金交付事業の交付金として、農地の出し手農家へ30万円を2件、50万70万円をそれぞれ1件ずつ計4件交付するものがございます。以上で農林振興課分の説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） 同じく14ページ、下から2段目でございます。商工観光課関係を説明させていただきます。目1商工総務費、節19負担金補助及び交付金、おまけつき商品券発行事業補助金1,000万円でございます。これにつきましては、平成26年度国の補正予算によりまして、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金といたしまして、4,000万ほど町のほうに来ております。その4,000万の中で、2,250万円を使用させていただきまして、商工会におきましておまけつき商品券として、7月21日から販売をさせていただいたところでございます。今回この商品券発行に関しましては、地域の景気回復を目的とした国の交付金でございまして、早期の発売をしてくれというようなことで国から指導がっております。このために、7月21日から発売をしたわけでございますが、総額1億500万円でございます。それにプレミアム率20%というようなのが加算されますが、1日間半で完売をしたところでございます。このような中であって、平成25年度までは、ありがた商品券としてあさぎり町独自の商品券を、お中元商戦と年末商戦と年2回発行してきたところでございます。今回国の交付金によって、商品券発行では、主にお中元商戦のみというような形になっておるところでございます。このため、年末商戦における発行がないというようなことから、商工業者の方からですね、強い訴えを受けました。商工観光課といたしましては、今年年末商戦分というようなことで、商品券の発行を一般財源で使用させていただき、計上をさせていただいておるものがございます。発行総額につきましては5,000万円で、プレミアム率は前回7月21日発行分と同じ20%で行いたいということで考えておるところでございます。それから14ページ、1番下のほうになりますが、目3、観光振興対策費、括弧地方創生ということで、18万2,000円を計上しておるところでございます。職員手当等報償費、その下の次ページになりますが、節8報償費になりますが、これにつきましても、平成26年度の国の補正予算、こちらにつきましては、地方創生先行型というようなことで、3,819万4,000円ほど、町のほうに来ておりますが、この中で、観光振興計画を策定するというようなことで、昨日の小出議員の一般質問の中でもちょっとお話をしたところでございます。この策定の中で、より広い観光に関連する方々の意見を聞きながら策定する必要があるというふうに実感しましたので、

これまで、岡留幸福駅を中心とした観光対策の検討を行ってきた役場の若手職員を含めて、それから、さっき言いました観光に携わっておられる方々を集めまして、それに商工会とかJAの方、金融機関の方入っていただいて、意見を聴取したいというふうなことで、報償費を今回計上させていただいております。時間外手当につきましては、課員3名分の時間外手当、それからさっき申しました検討を重ねてきた若手職員の分の時間外手当として6名分、それから報償費につきましては、4,300円の14名分として予算を計上させていただいております。14名の2回分というようなことで予算を計上させていただいております。商工観光課関係は以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 建設課長。

●建設課長（石塚 保典君） それでは、建設課分につきまして説明いたします。予算書の15ページをお願いいたします。上から2段目の表、目2道路維持費、節11需用費、修繕料の200万円でございますが、これは町道補修に伴います修繕料をお願いするものでございます。当初予算によりまして、道路の維持補修、軽微な舗装の打ちかえ等を行っておりますが、今年度予定しております修繕補修のほかに転落防止ガードパイプの設置、道路陥没の補修等の要望がっております。早急に対策を講じる必要があるということから、不足する修繕費の補正をお願いするものでございます。その下の目4道路改良費、節22補償補てん及び賠償金393万3,000円でございますが、これは町道今井中学校線の歩道整備工事に伴う補償費をお願いするものでございます。当初予算におきまして工事の支障となる立木等の補償鑑定を行いまして、このたび補償費が確定しましたので、補正をお願いするもので、補償内容としましては8件のブロック塀と立木の補償費となっております。以上、建設課分についての説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは、上下水道課所管分の説明をさせていただきます。歳出予算で15ページをお願いいたします。中段の下のほう、目1下水道費、これは下水道事業特別会計予算の補正に伴いまして、不足する一般財源を繰り出しいただくものでございます。以上で、上下水道課分を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 教育課所管について説明申し上げます。歳入8ページをお願いいたします。中ほどになります。款14国庫支出金、目4教育費国庫補助金です。幼稚園就園奨励費補助金、6,000円でございますけれども、就園奨励費補助金の対象となっておりますのが人吉の1園のみでございます。本町からは1人の児童が入園しておりますけれども、児童の保護者の所得の減少により、補助金額が増加したものでございます。続きまして、10ページをお願いいたします。款21、町債でございます。目4教育債、社会教育施設整備事業債、990万円でございますけれども、岡原総合運動公園の芝生植栽等改修工事分でございます。合併特例債で対応をいたします。続きまして、歳出でございます。16ページをお願いいたします。目3の教育振興費でございますけれども、節9の旅費、費用弁償、29万円でございます。新規ALTの招致旅費でございます。今回、カナダから22歳の女性が着任をいたしております。その下の節13の委託料、学校情報共有システム更新委託料76万9,000円の減額と、その下の節14使用料及び賃借料の学校情報共有システムサーバー利用料、51万9,000円の減額についてでございます。現在、学校で使用しておりますグループウェア、スクールネットというのがございますけれども、これはメールなどの情報共有システムでございます。このシステムが本年度サーバーを含めまして、更新することとしておりましたけれども、熊本県のほうで運用いたします校務支援システム、ユウネットというのがございます。こちらのほうで機能が代替えできるということになりましたことから、町での更新をせず、今回減額をするものでございます。続きまして、シンククライアントサービス利用料238万8,000円でございます。ただいま説明申し上げました情報システムとは別に、公務用シンククライアントシステムの整備を行っておりますけれ

ども、当初導入から5年を経過し、経年劣化で故障がふえてきました。また、セキュリティ対策としてのOSのサポート期間が来年1月で終了するとなりますことから、今回、機器の入れかえを行うものでございます。3カ月分として計上いたしております。続きまして節19負担金補助及び交付金でございます。幼稚園就園奨励費補助金2万6,000円でございますが、歳入で説明をいたしましたとおり、入園対象児童の保護者の所得の減少に伴いまして、補助金額が増額となったものでございます。その下の、目1学校管理費でございます。修繕料といたしまして30万円、計上いたしております。台風15号によりまして、免田小学校敷地内の大木が倒れまして、キュービクルとそれを囲むフェンス等に被害が出ております。今回はフェンスと校内支柱のみの修繕料ということで計上しております。倒れた材木でキュービクルのほうが、故障をいたしております。当面支障がございませんので、メーカーのほうといたしましては、他の地域での被害対策を優先して行っております。したがって、見積もりが出るのが後日になるということでございますので、キュービクルに対する修繕については後日対応したいというふうに考えております。その下の項3中学校費の、目1学校管理費でございます。節19の負担金補助及び交付金といたしまして、部活動各種大会出場費補助金54万6,000円を計上いたしております。あさぎり中学校が陸上競技100メートルかける4で沖縄で開催されました九州大会、それと北海道で開催されました全国大会に出場いたしました。このことから、他の競技に支出します補助金が今回不足をいたしましたので、追加をお願いしたものでございます。その下の目2、スクールバス運行費、節15工事請負費、180万円でございます。スクールバスの待合所となっております深田の荒茂のバス停につきましては、広域農道沿いの空きスペースを利用いたしております。現在5名の生徒が利用しておりますけれども、周辺には建物もなく、風雨が強い時には制服も濡れて、またスピードを出します車の水しぶきを受けたりする中でのバスを待っているという状況でございます。そういったことから今回、待合所を設置いたしまして、これらの改善を図りたいというふうに考えております。地元産材を使った木造で計画をいたしております。17ページでございます。中ほどの款9教育費、目2の体育施設費でございます。工事請負費といたしまして2,324万7,000円を計上いたしております。平成29年度に人吉球磨で開催されます県民体育祭のサッカーの競技会場に決定いたしましたことから、サッカーコート改善等を行うものでございます。本年度は芝生の植栽一部張りかえ、それと側溝の改修を行うものでございます。現在、スポーツ振興くじの助成事業を申請中でございますけれども、これが決定されましたら一部助成金を充当したいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。9ページの消防費、県の補助金で、減債ソフト対策等補助金で、ハザードマップの作成とか防災資機材の購入に使えるということでありましたけれども、その防災資機材というのが具体的にはどういうものを教えて下さい。それから、もう一つ、同じく今度は歳出の非常備消防費で、救助資機材搭載車が導入できるというような話でしたけれども、これは具体的にはどのような分団と言えますか、どこの分団がどのように運営するっていうか、使うということになるのか、お願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 1点目でございますが、資機材の方でございますが、まず具体的に通常行います水防資機材、土納袋とかブルーシート、くい等、毎年行っておりますが、その分に財源的に充当する予定でございます。もう1点でございますが、無償貸与を受ける予定でございます積載車につきましては、最終的にはまだ消防団の方との協議が必要でございますが、一応、消防団本部と話をしているのは、昼火事に対応できるようにということで、本部を役場においておきたいというふうに、一応消防団本部と担当と話しておりますが、その運用について、それでいいのかが一つと、もう一つは通常の平時の時に、団員の皆さんに訓

練をできるように救助資機材等もごございますので、そういう意味での訓練のためにはローテーション的に、その訓練として活用できることも必要かと思っておりますので、その付近の詳細の詰めはまだ今からでございますが、基本一つの原則、考え方は災害現場、火事も含めて運用的に必ず行けるような要員の確保ができるようにすることと、もう一つは平時にそういったことで、訓練に使えるようにと、その2点を原則に考えていきたいと思っております。具体的にまた消防団の方と御相談をしていきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 分かりました。その救助資機材搭載車、ほんとに大変充実した消防団になると思いますので、機材に負けない、搭載車に負けないような人材の確保にも努めていただきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。4番、小出議員。

○議員（4番 小出 高明君） 4番、小出です。9ページの農林振興課にお尋ねします。9ページの1番上の、農地中間管理機構の交付金180万の説明のところですが、出し手が4件で30万が2件、50万が1件、70万が1件ということですが、この4件でどれだけの面積の出し手があったのかお尋ねします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 申し訳ありません。遅くなりました。全部で30,478平米ということで、3町分ということになると思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 4番、小出議員。

○議員（4番 小出 高明君） この3町分をどれだけの借り手と言いますか、借り手も4件ということですかね。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 出し手も4件、借り手も4件という形になっております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 15ページの消防施設費についてちょっとお尋ねしますが、前の4分団の3班今は班がなくなりまして2班という形になるんでしょうけれども、NTTですかね、あそこに今度電波棟を建てるということですが、移設を説明を聞くと、公民館に移設をすると、資材格納庫ですか、公民館は今分校を使っていますけれども、分校に直すんですか、分校の方に。あるいはまた今までの公民館の敷地と言いますか、あそこは神社の敷地ですけども、そちらに直すのか、また併せて、班はなくなっても夜警はやってるんですよ。泊まり込みで、みんなでやってくれてますが、そういったことを考えて、公民館も兼用するのか、あるいは詰所を宿直ができるような詰所にするのか。もう少し具体的に説明いただけませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 地元の方と御相談をした中では、まず場所は元の公民館、分校の跡地ではない方を地元の方と相談をしているところでございます。もう1点は消防団の詰所的な考え方としましては、元の公民館をそういう夜警等の時には使わせていただくということで、地元の方とお話ができているというふうに、消防の方からは聞いておるところでございます。そういう前提で、この格納庫もその敷地内に建設させていただくというところで、地元との調整をさせていただいたところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） そこもそんなに広い所じゃないんですけども、格納庫、積載車も今普通車が入ってますけれども、相当な年月を送っておるんですよ。非常に故障も多いんですけども、小さい今のあれにすると、非常にそんな大きなものは要らんと思うんですけど、今の普通車をそのまま入れるような格納庫ですか、あるいはまたあれを今のものを更新と言うか、新しいものでなくてもいいんですけども、更新するものがあれば払い下げて、払い下げじゃないんですけどね、そちらに譲るのか、それも考えていただか

ないと、あそこもなしではいかんところだと思わすけれども、そのあたりはどのような計画になつてゐるんですか。

◎議長(橋爪 和彦君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) 皆越地区4分団2部ですかね、に限りませず、今おっしゃいました、積載車の大きさですか、それを含めての調整も必要ですし、あるいは場合によっては消防団の部の統廃合、あるいは統廃合まで行かなくても、実際の通常積載車を運用するための要員の確保ができないようなケースは、例えばですけど2部で一つの積載車を運用するとか、そういうこと含めて消防団内部でも、若干御検討をお願いして、我々も事務的にもそういうこともちょっと色々試算と申しますかしております。ですので、今おっしゃいましたことも含めて、4分団とも話を皆越地区に関しましてはしておりますので、この場で車の変更等をまだ決定としてお伝えすることできませんが、今議員おっしゃつてのこと含めて、十分検討する必要があるという認識で、消防との調整はしているつもりでございます。

◎議長(橋爪 和彦君) ほかに質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 一点お伺いいたします。14ページの農業施設管理費で修繕料があがっております。台風15号の被害等と有機センター等のホッパー類の修理ということで伺っておりますが、建設経済常任委員会でも有機センターの現地を見させていただきまして、内容を見てきたわけですけど、補正予算にこういう機器類が、補正予算に上がってくるというのが、いかななものかなというふうに思わすね。もう見たところかなり老朽化、腐食が進んでおまして、この機械もいずれ相当更新をしなくちゃいけない機械が多いし、建物も錆びているし、その状況で、大体当初予算を策定する時に、おおまか、その辺の更新は年次計画でしていくべきだろうというふうに見てきたわけでございます。補正ではなくて。その台風で屋根がはがれたり、壁がはがれた分に関しては、もちろん補正予算で結構でございますけど、そういう機器類は修理修理で騙して使つてゐるような機器で操業されておまして、今後あすこの有機センターを、運営の方法によっては色々変つてまいりましようけど、あそこを存続させるためには、相当修理、更新が必要と思わすけど、その辺のところでは機器類の更新に対しましては、年次計画をもって更新していく、当初予算で載せた方がよろしいのではなからうという思つたわけでございますけど、どうお考えでしょうか。

◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。

●農林振興課長(片山 守君) 私は昔、財政をしておりましたので、こういった機器類の更新は当然、当初予算じゃないかという話をしたところでございますが、今回につきましては、供給ホッパーという大型機械のスクリューは、もうどうしようもないということで、多分あれは来年更新計画であつたんだろうと思わすけれども、ちょっと前倒しで補正に上げさせていただいたということになっております。現状では、有機センターの機械については、更新計画を持ったところで、当初予算の方で計画していくべきじゃないかというふうに、担当者については指示をしたところでございます。以上です。

◎議長(橋爪 和彦君) 11番、小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 年次計画である程度、完璧な装置として稼働させるためには、かなりの金額は要すると思わすけど、有機センターの生ごみ等も堆肥化されて、かなり売れ行きがいいということでありましたけど、公的な役割も担つておりますけど、今後予算も要するなというふうに見てまいりました。その有機センターの今後の運営について、今まで通り指定管理でいかれるのか、それとも他の方法を考えるか、その辺のところの方針等で今、内部で話されていることはありますか。

◎議長(橋爪 和彦君) 農林振興課長。

●農林振興課長(片山 守君) 現状の指定管理という方法をとつてゐるところでは、まだ方針とかは定められておらぬので何とも言えませんが、確かに今後の機械の更新、計画次第では年間1,000万円程度の機

械の更新が必要なのかなというふうには考えているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 1番、加賀山です。14ページの商工観光課、おまけ付き商品券発行事業の件ですが、今回また冬の年末に向けて、1,000万円の補助を組んでらっしゃるんですが、今回の夏に関しましては、1日半で完売したと、ちょっと色々諸問題が聞こえてきてるんですけど、商工観光課あたりは、そのあたりの件は何か把握されてますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） 諸問題といたしまして、1番大きいのは販売する時に混雑して、周りに非常に迷惑をかけたということで、商工会とその辺どうしようかというような話をしておるところでございます。それと、なかなか行き渡らないというようなことも話を聞いておるところでございます。今回できるだけ行き渡るようにするために、まずポッポ一館を利用できないかということは今、検討中です。少なくとも商工会の駐車場よりも、ポッポ一館の方が駐車場が広いのではなかろうかと、それからもう1点、日曜日から発売を考えられないかということも協議中でございます。あと限度額の話になりますが、前回と言いますか7月21日に発売の場合には、1人当たり5万円というようなことで、家族が一緒に来ておれば家族分も一緒に買えますというようなことをやっております。広く行き渡るためにはどうすればいいかということ、限度額を下げればいいんですが、逆に今日の熊日新聞ご覧になったかと思いますが、売れ残ってる町村が15市町村あると何で売れ残ったのかなと、私逆に思って、うちに聞きぎゃきやれば、すぐ販売できたのになというふうに思ったんですが、それを考えた時に、あえて5万円を3万円に引き下げる必要があるのかなというふうなことも、ちょっと考えておるところでございます。その限度額については、今後商工会とまだ詰めまして、最終的には商工会の方の商品券委員会というところがございますので、その意見を聞きながら進めていきたいなというふうにお考えしております。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 把握してはいただいていると思うんですけど、私たちも1枚も目にすることなく完売っていうことでしたので、それを町民の方に言いましたら、議員は買わんちゃよかと一言でしたので、いやそうじゃなくて、どういう状況なのかっていうのも把握しとかんばんけんっていう話をしましたら、町民の、企画財政課長の方たちが、何枚販売すつとやろ、そしたら町民が1万6,000人だけけん、1人5枚ずつ配布した方が、よっぽど公平性があるたいっていうことで、ちょっと御指摘を受けましたので、できましたら全地区、特に高齢者の方とか今回日曜日にしていただくっていう分も含めまして、おむつを買う方とか本当に必要な方にも配慮があつてほしいなと思いました。家族みんなで行ってから、エアコン買うたばいとか言われるのを、隣の方が聞いて、一枚も買われんかったばいっていう、町内でもあつてましたので、是非有効な商品券になりますよう調整をよろしく願いますっていうこともお伝え下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（恒松 倉基君） 確かに買う側からすれば、そういうふうにあります。商工観光課といたしましては、商工業の発展とあと商工業者の育成というような面も考えながらいきたいと思っておりますので、できるだけ完売することも必要だと、そして完売することによって、その効果を上げるということも必要というようなことで、先ほど申しました通り、新聞記事のようなことが起これば、また今度は次の決算認定の時に指摘を受けるということになりますので、できるだけ完売することも考えながら進めていきたいというふうにお考えしております。

◎議長（橋爪 和彦君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 商工観光課長が商工業の育成を言うことは、もう当然担当課でございますので、

私は買う側として考えておきたいなということで、答弁させていただきます。12月に販売をしたいと思っております。いわゆる年金の支給月を調整したいと思っております。これは過去に高齢の方から11月に販売したら、私たちの年金の支給月には売り切れてましたという御意見、御指摘がありました。ですので私としては、12月に売り出していただきたいなど、商戦が始まるということで、商工業者の方はお急ぎだと思うんですけど、それをも考えておりますし、ポップー館というふうに課長が申し上げましたが、高齢の方が果たしてタクシーで買いに行かれるのか、いわゆる買い物支援とかという話も先日あったんですが、果たしてそれを支所で販売することは可能なかどうか。これも高齢の方、弱者の方のためには、私は町として考えるべきではないかなということ、提案をしたいと思っております。様々、事業所さん側の意見もあろうかと思うんですけど、少なくとも高齢の方とか、いわゆる低所得の方とか、そういう方に行き渡るような方策を踏まえた上で、そして完売できれば最善ではないかなというふうに、努力はしてみたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 8番、山口です。今回の補正予算の、全体的編成方法について、企画財政課にお尋ねしたいと思うんですが、実は本年度に限ったことではないんですけども、私たちが、そういう財政に関わりを持っていた時には、当初予算を編成する時には、どうしても財源の予定が立ちませんので、全体的なことを積み込むということができません。そういう状況でありましたので、5月31日の出納閉鎖を待っての決算統計、さらには普通交付税の本算定ができて上がる7月である程度の見通しが立つわけですよ。そういうことをもって、当初予算で色んな課題を抱えていたのを、財政的な裏づけができなかったことを、この時期9月の補正でやると、というようなことをやっていったように思うんです。しかし、最近のあさぎり町の予算の組み立て方を見ていくと、当初予算で見たんなら、そのままというような感じがいたします。今回の決算監査をいたしましたけども、いわゆる実質収支繰越額と申しますか、これが5億円程度、それから交付税の本算定が終わって、今回の補正予算は繰越金がありましたから、減額をしてあるようでありますけれども、それをした時に財源として残るのが2億3,000万円程度、基金に関しては財調が今回1億5,000万円、積立ば約39億、まちづくり基金につきましては、当初予算で9,000万と財源見でありますから、25億程度になるんですかね。多分そういったことでの考え方をすべきだと思うんです。先だって6月の時もお話し上げたんですが、町長が施政方針をされます。これは選挙公約を持っていらっしゃる、そういったものが6月の補正予算では、肉づけがほとんど出来てなかった、私は今回の9月に、そういったものが出てくるものというふうに思って、先だっの一般質問の折にも申し上げましたけども、これだけ地域経済が疲弊している中で、町がしっかりと経済政策をうっていくというような、あるいは町民の方々が等しく幸福感を味わっていただくような町づくりを進めるというような、予算づくりが必要だと思うんです。勿論、財政的には基金が39億、財調が。まちづくり基金が25億、ほかの基金を合わせると相当な基金がありますけども、いわゆる財政活動する上では、あればあった方がいいということは、誰でも考えることであります。しかし、それを抱いておいてもなかなか町の元気が出てまいりません。そういう意味では、しっかりした予算作りをやっていただきたいと思う観点から申し上げるんですが、企画財政課長も今年の4月からでしたんで、しかし以前にも財政担当してらっしゃいましたんで、分かると思いますから、あさぎり町は先ほど私が申し上げました通り、補正はもう緊急必要な分しか補正をせんという方針なのか、お尋ねいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 私は財政の方は4月からきたというようなことで、以前は財政の方をかじったこともありますけれども、当初はそれなりに予算を組んで、そしてどうしても組み切れない部分というのは、確かに過去に補正で組んでた時期もあったかというふうに思います。今現在、あさぎり町の体制とい

うのが、合併してからということで、26年度から交付税の方が段階的に減らされている状況です。26年度が1割減りまして、今年度が3割、来年度が5割、その次が7割、9割となっていくわけですし、31年度から1本算定というふうな形になるわけなんですけれども、今財政担当の方でも、一応20年間の財政計画というような形で、一応見込みは立ててるところで、来年度からは基金の方の取り崩しが発生するんじゃないかなというふうな予測をしている状況です。交付税についても、確かに合併した町村について26年度から3年間で、若干合併した町村の面積とか、あるいは支所そういったものの経費も若干見ていかなければならないだろうというようなことで、3年間にわたって、少しは改善はされるわけなんですけれども、そういった非常にまだまだ財政が厳しい状況にはあります。そういった中で、予算を編成していくわけなんですけど、これまで当初である程度組んで、そして補正においては緊急時とか、そういったもので編成をやってきたというふうな状況になるかというふうに思いますので、そこは私としては交付税の動向とか、そういったものも状況を見ながら、今後も予算編成には取り組んでいきたい。ただこれは町長とも相談しながらいかなければならないかというふうに思いますけれども、かといって町の景気が下がってしまうといけないことでもありますし、そういった面も含めながら、考慮して、予算編成には当たっていききたいなというふうに思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 大きな視点、全体的な観点から予算の補正のあり方について、今話をさせていただきました。今回私が4月に町長として再選させていただきまして、正直言って6月の補正で、幾分か出したいという思いは、強く持ったところがありました。でも、このかなりそれぞれの案件が調査分析も必要として、裏づけも必要とするということで、6月に出すことができなかったことで、今回私は9月にここぞっていう部分は、今回あんまり意識してきませんでした。そういうこともあって、今回山口議員の指摘通り、もっとこういう状況であれば、例えば住宅の改造なんか50万に上げたものの、率は10%のままですから、これじゃ本当の効果に結びつかないんじゃないかと内心思ってるわけですね。そういうことともう少し掘り下げる部分があったかなという気がしております。ですから来年の3月に、相当しっかりとした予算を組んだ上で、今山口議員の言われたところも、いわゆる色んな国の予算等固まってきたら、そこで判断するのだろうということは、しっかりと受けとめて、今度の補正予算に対するスタンスの取り方をしっかりと見極めていきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 私が考えるに、今町長がおっしゃることは理解するんでありますけども、議会でも議員が色々な一般質問をいたします。先だって同僚議員からも、農業に関する質問等がございました。そういったところを見ておりまして、今町の考え方として、それを検討しますという言葉がよく出てくるんでありますが、それが出てくればいいんですが、出ないこともあるんで、ちょっと心配もしておるんですけども、新年度という考え方するんですね。私は財政的な数字が確定するこの時期から、来年の3月までまだ半年あるんですよ。時期的には。その間に色々検討すれば、予算化できることもあるんじゃないかと、そうすることが、今新聞等で多分町長も見られることがあると思うんでありますけども、それぞれの町村自治体の町村長が、公約したことを予算化します。実行に移すということが出ますよね。そうすると、その町の元気さが見えるんですよ。今あさぎり町の場合は、いささか色々な問題で、少しいいイメージがないという時期ならば、余計に私はこういう町づくりをしたいという思いがいろいろありますから、必要な予算は組むというような姿勢を持って臨んでいただきたい。執行部に提案権があるわけですから提案をして、議会にしっかりと丁寧に説明して、一生懸命議論し合って、しっかりと議決をいただければこれは民意なんです、町民の皆さんが認めるということなので、自信を持って執行していいと思うんですね。先だって一般質問で申し上げ

げました通り、マルキヤのお話申し上げましたが、いささか執行部の行政に当たるある意味では強い姿勢を出す、それは予算ですよ。今回は間に合わないんで、いささかここで申し上げることも何ですけども、これからの補正予算をする時に議員も一般質問している、色々な課題があるはずですよ。それらを早く検討して予算化できるものは予算化して、先ほど申し上げました通り、町民の方々が等しく幸せを実感していただくようなまちづくりをやっていたきたい。少々気を使い過ぎるような予算立てになっているんで、町長のリーダーシップに期待します。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） これは非常に大事なことを言っていたいなというふうに私は感じております。つまり確かに言われる通り、3月に当初予算を組んで、基本的にはそれを大きな補正予算を組まずに、そのまま1年通すということよりも、私は今そうだなと思って聞いているのは、世の中の回転が速くなってますよね。だからこそ今言われましたように、今年はまだ選挙がありましたけど、来年から暫くないですら、ということは、3月に当初予算組んで、少なくとも時間は短いとしても、9月あたりまではしっかりと新たな予算提示をしていくというぐらいの気合を執行部として、今後考えていきたいということを今思いながら、聞かせていただきました。ですから議員の方々もこのところは、是非今後そういうスタンスの取り方もいいんじゃないかということで、色々な場で、また色々な意見を聞かせてもらいながら、私は確かに世の中のスピードに対するためには、ある程度臨機応変にこちら執行部としても、提案をされていくことも必要じゃないかというふうに、しっかりと受けとめておりますので、この辺はまたよく理解させていただければと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。10分間です。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第26号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第5、議案第26号、平成27年度あさぎり町国民健康保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第26号、平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。平成27年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億とんで268万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） はい、今回の補正につきましては、税務課所管分になります。最後のページ7ページをお願いいたします。歳出から説明をさせていただきます。目1賦課徴収費、節13委託料、6万5,000円。国保税システム改修委託料、内容につきましては平成30年度に都道府県を国保の運営主体とする制度改革が予定されております。その準備作業として改修を行うものであります。国保税システムを県が利用できるように改修をするものであります。次に、前のページ歳入をお願いいたします。目2健康福祉補助金、節1健康福祉補助金6万4,000円。国保税のシステムにつきましては、県の補助で賄うものであります。目1繰越金、節1繰越金、1,000円。端数の部分を一般財源で賄うものであります。以上、説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第6、議案第27号、平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第27号、平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成27年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,024万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） はい。では介護保険特別会計補正予算第2号について説明申し上げます。6ページをお願いします。歳入のほうから説明申し上げます。款の3の国庫支出金、目2地域支援事業交付金、1万3,000円補正計上しております。これは平成26年度地域支援事業交付金の交付額が確定したことによって、追加交付金として1万3,000円を受け入れるものでございます。それから目の3、介護保険事業補助金、介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金16万5,000円を計上しておりますけれども、これは当初で本年度分の改修分を計上しておりましたが、次年度改正分も本年度改修が必要になりましたので、今回改修費を計上しておりますけれども、それに伴う国庫補助金分を補正として計上しているものでございます。それから、款の5の県支出金、目1地域支援事業交付金6,000円を計上しております。これは、国庫補助同様、平成26年度地域支援事業交付金の県の支出金が確定しました。その追加交付金と

して6,000円計上するものでございます。款の7繰入金、目2その他一般会計繰入金、事務費繰入金33万4,000円減額補正するものでございます。これは、球磨郡介護認定審査事業特別会計の平成26年度分の決算に伴いまして、繰越が出ましたので、その繰り越しを調整するために、今回減額するものでございます。それから、項の2の他会計繰入金、目1介護サービス特別会計繰入金、49万4,000円計上しております。これも平成26年度介護サービス特別会計の繰越額が確定しました。サービス特会は介護保険特別会計へ本年度から統合することによりまして、平成26年度繰越額を全額繰入れるため、今回補正するものでございます。次のページをお願いします。項の3基金繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金2,000円計上しております。これは今現在、基金残高が3,318円でございます。基金管理上、今回全額取り崩しまして繰り入れるものでございます。款の8繰越金、328万2,000円計上しております。これは歳出の補正額の財源として充当するものでございます。次のページをお願いします。歳出のほうでございますけれども、款の1の総務費、目1一般管理費、介護保険制度改正、平成28年度施行分のシステム改修に伴います委託料を39万計上したものでございます。それから、項の2の介護認定審査会費33万4,000円減額しております。球磨郡介護認定審査事業特別会計繰出金でございますけれども、これも、介護認定審査事業特会の平成26年度分の精算に伴いまして、繰出金を減額するものでございます。それから、款の3の諸支出金、目2償還金、過年度分返還金として357万2,000円計上しております。これは、平成26年度の介護給付費、それから地域支援事業費に係る国県、それから支払い基金の負担金等の確定に伴いまして、返還金が発生しましたので、返還するために357万2,000円を計上したものでございます。以上、補正予算について説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第28号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第7、議案第28号、平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、議案第28号、平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計補正予算、第1号について、提案いたします。平成27年度あさぎり町の介護サービス特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君）

●福祉課長（小見田 文男君） はい。介護サービス特別会計補正予算第1号について説明申し上げます。6ページをお願いします。歳入のほうからですが、この会計は、本年度から介護保険特別会計に統合するため、会計事務上の予算を当初予算で編成しております。まず歳入では繰越金、それから歳出では、介護保

険特別会計の繰出金のみでの予算編成でございました。今回、26年度分の繰越額が確定しました。239万9,769円でございますけれども、それに伴います補正でございます。まず歳入で、款の3の繰越金、49万4,000円。それから次のページの歳出でございますけれども、款の3の諸支出金で、介護保険特別会計繰出金のほうに49万4,000円を補正するものでございます。以上で補正についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第29号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第8、議案第29号、平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第29号、平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号について、提案いたします。平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） はい、球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号について説明申し上げます。4ページをお願いします。今回の補正は、平成26年度の決算に伴いまして、繰越金が130万777円出ておりますので、本年度の構成町村の負担金と本町の負担分をこの繰越金で調整する補正でございます。まず、款の3ですけれども、前年度繰越金を80万円補正するものでございます。それから、その80万をもとに款の1の分担金及び負担金、構成町村の分ですけれども56万5,000円を減額し、款の2の繰入金、23万5,000円減額しますけれども、これは本町分の負担金を減額するものでございます。それから、5ページでございますけれども歳出のところでございます。これは財源を組み替えるものでございまして、その他を80万減額し、一般財源を80万ということにするものでございます。以上で説明終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから、議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第9、議案第30号、平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題します。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第30号、平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号について、提案いたします。平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。

●福祉課長(小見田 文男君) はい、球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号について説明申し上げます。4ページをお願いします。この会計も、先ほどの障害認定審査特別会計と同様で、平成26年度の決算に伴いまして、繰越額が310万3,754円確定しましたので、それに伴います構成町村の負担金とそれから本町の繰入金を調整する補正でございます。まず、款の3の繰越金、前年度繰越金で260万3,000円計上するものでございます。それから、款の1の分担金及び負担金、227万円、これは構成町村分でございますけれども、減額するものでございます。それから、款の2の繰入金、33万4,000円、減額補正でございますけれども、これは本町の負担分でございます。それから款の4で諸収入、雑入でございますけれども、補正予算の編成上の端数調整のために、1,000円を計上するものでございます。次のページの歳出でございますけれども、先ほどの歳入に伴います財源更正が発生しましたので、特定財源のその他の分を227万減額し、一般財源にその金額を充てるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) これから議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第31号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第10、議案第31号、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題します。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) はい、議案第31号、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成27年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,135万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,040万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、それでは、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号につきまして説明をさせていただきます。まず、歳出予算から説明をさせていただきます。最後のページ、6ページをお願いいたします。目2、下水道維持費としまして、節11、需用費を計上しておりますが、岡留及び築地地区マンホールポンプ場の水位計の取りかえ、237万円と、吉井地区2カ所のマンホールポンプ、マンホールポンプ場汚水ポンプ取りかえ319万2,000円の修繕料を計上したものでございます。節19、負担金補助及び交付金としまして、平成26年度流域下水道汚水処理場へあさぎり町から流入した汚水の按分水量が、平成26年度の計画水量より3万7,395立米多かったため、その処理費用の差額を維持管理費として負担するものでございます。その下の目4、下水道建設費としまして、岡原並木元団地跡地を分筆し、宅地として売却をする予定がございまして、分筆後の宅地の汚水を受け入れるための下水道管渠整備工事費を計上したものでございます。前のページの5ページをお願いいたします。歳入でございます。目1、下水道事業一般会計繰入金としまして、補正に伴い、不足します一般財源として一般会計からの繰り入れをしていただくものでございます。2段目の目1、繰越金、平成26年度下水道事業特別会計の決算によりまして、繰越額が確定しましたので、その全額を計上するため差額を計上したものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第11 認定第1号～日程第21 認定第10号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第11、認定第1号、平成26年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、認定第7号、平成26年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第18、議案第32号、平成26年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について及び日程第19、認定第8号、平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、認定第10号、平成26年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを、決算に関連がありますので、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） それでは平成26年度の決算認定について、提案させていただきます。認定第1号、平成26年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、平成26年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第32号、平成26年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、あさぎり町監査委員の決算審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか御審議賜り、すべての認定をいただきますようよろしくお願いいたします。

申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） ここで決算審査に当たられました、山本代表監査委員に審査結果の報告を求めます。山本代表監査委員。

●代表監査委員（山本 司君） 御苦労様です。月足さんの後任といたしまして、6月に選任いただきました代表監査委員の山本でございます。初めてお目にかかる方もいらっしゃるかと思いますけれども、今後ともよろしく願いいたします。皆さま方には日ごろ、あさぎり町発展のため御尽力なされておられることに対して心より敬意を表したいと思っております。初めての決算審査ということで、山口監査委員から助言や指導をいただきまして、監査を実施してきたところでございます。それでは、決算審査意見書についてお手元の資料に基づき、御説明を申し上げます。審査の対象といたしましたものが、①の一般会計と②から⑩の九つの特別会計でございます。項目の2番から4番までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども、省略をさせていただきます。5番目の決算状況について御説明を申し上げます。決算の状況につきましては、（1）一般会計歳入、（2）一般会計歳出、（3）特別会計という形に分けて記載をしております。まず、（1）の一般会計歳入についてであります。歳入総額につきましては、7ページの第4表でわかりますとおり、111億9,111万円で、前年に比べ4億5,574万円減少しております。減少している主なものですが、それは昨年に比べまして町債が5億3,790万円、地方交付税が1億8,389万円、財産収入の利子及び配当が1億400万円、それぞれ少なくなっております。一方で、県支出金が前年より2億6,955万円増加をしております。②の自主財源の状況でございます。町税、分担金及び負担金はそれぞれ前年に比べて増加をしておりますけれども、使用料及び手数料、繰越金はそれぞれ減少しております。③の依存財源のところでございます。先ほど述べましたとおり、県支出金は増加をしておりますけれども、地方交付税、国庫支出金、町債がそれぞれ減少しております。表にはございませんけれども、自主財源と依存財源の比率を計算いたしましたところ、自主財源が20.5%、依存財源が79.5%となっております。平成25年度の熊本県の平均の自主財源の割合が33.3%となっております。比較してしましても本町の自主財源の比率は低くなっております。④の収入未済額のところでございます。表7から9表でわかりますとおり、町税が前年に比べまして660万円少ない8,250万円、第5表にありますけれども、保育所徴収金が85万円少ない1,600万円、特別会計で第20表にある国民健康保険税及び39表の下水道受益者負担金、第40表の下水道使用料、第36表の簡易水道使用料、第6表の住宅使用料においてそれぞれ前年に比べ少なくなっておりますけれども、第27表の介護保険は現年度過年度合わせて573万円前年に対して、74万円増加をしております。表にもありませんけれども、一般会計・特別会計全体としましては2億3,836万円の収入未済がありまして、前年に比べまして1,605万円減少しております。⑤の平成26年度の不納欠損額でございますが、特別会計の介護保険が表に27表にありますとおり30万円で、前年度に比べ44万円、第36表の3、簡易水道料は、不納欠損額はなく、前年度に比べまして6万円、第40表の下水道使用料では9,000円で前年より4万円、第39表下水道受益者分担金では10万円で前年度より153万円、第19表、国民健康保険税は289万円で196万円それぞれ前年に比べまして、少なくなっております。一方第8表にあります通り、町税が460万円で前年度に比べまして228万円増加をしております。第8表欄の下の米印のところでございますけれども、地方税法第18条第1項による納税義務の時効消滅ではなく、同法第15条の7第4項により、滞納処分する財産がないあるいは生活困窮、滞納者及び所在不明などの理由により執行停止が3年継続したものや、外国人のように、同法同条第5項により納税義務の即時消滅したものであります。なおこれも表にはありませんけれども、一般会計・特別会計全体としましては、789万円で前年度に比べまして175万円減少しております。続きまして、（2）の一般会計歳出でございます。第13表を見ていただければわかりますけれども、前年度に比べまして4億9,

755万円減少しております。②としましてその内容につきましては、第12表から総務費が前年に比べ、8億8,762万円、商工観光費が前年に比べ8,827万円、教育費が前年度に比べ、9,137万円、公債費が前年度に比べ2億429万円それぞれ減少しております。しかし、議会費は前年に比べ202万、消防費が前年度に比べまして1,130万円、災害復旧費は、主に公共土木施設災害復旧費で前年度に比べまして173万円。民生費は主に老人福祉費で前年に比べ3億6,414万円、農林水産費は主に担い手育成基盤整備事業費で2億1,101万円が、土木費は主に道路維持費で前年度に比べ1億7,009万円それぞれ増加をしております。③の性質別歳出決算の状況は、第14表の通りになっております。(3)の特別会計についてであります。特別会計の収入及び支出の額の状況につきましては表第1表の通りになっておりまして、収入済み額は61億913万円で前年に比べ6,734万円減少しております。支出済み額も、58億4,568万円で前年に比べ8,664万円、収入済み額同様に支出済み額も減少しております。各特別会計における決算収支の状況を見ますと、各会計の歳入歳出差引額及び実質収支ともに黒字となっております。表にはありませんけれども、歳入歳出差引額の合計額は2億6,345万円で、翌年度に繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億5,267万円の黒字となっております。②の一般会計から特別会計への繰入金ですが、国民健康保険特別会計が17表でわかりますとおり1億3,933万円、介護保険特別会計が24表にありますとおり2億7,236万円、簡易水道事業特別会計が第34表にありますとおり2億2,057万円、下水道事業特別会計が第37表にありますとおり4億9,525万円、その他障害認定審査特別会計が185万円、後期高齢者医療特別会計が7,194万円となっております、繰入総額が12億130万円となっております。6番の審査の結果でございます。審査に付された平成26年度の各会計歳入歳出決算書及び決算審査調書等は関係法令に準拠して作成されておりました、その計数は関係諸帳簿その他証票書類と照合し担当職員の質問等も含めまして審査しました結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。続きまして、7の審査の意見とありますが、平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてという皆様方の資料の報告第11号をごらんいただきたいと思います。表があるかと思いますが、既に御存じで皆様方がむしろ詳しいのではないかと思いますけれども、実質赤字比率につきましては、一般会計を中心とした赤字の割合を連結実質赤字比率につきましては、一般会計・特別会計及び公営企業全体の赤字の割合を示すものでありますけれども、財政運営の悪化の度合いを示す指標ということでもありますけれども、いずれも赤字がありませんので該当なしということでもあります。実質公債費比率につきましては、年間の借金返済額の割合をあらわすもので、資金繰りの程度をあらわす指標で比率の低いほうが財政に余裕があり、健全性が高いと言われております。平成26年度の実質公債費比率は12.2%で前年に比べ1.3ポイント改善いたしました。これは前年度に比べまして、地方債の元利償還金が減ったことが主な要因というふうに考えております。なお、熊本県におきます平成25年度町村平均は9.6%となっております。続きまして、将来負担比率についてでありますけれども、土地改良区などを含めた将来の負担が見込まれる負債の割合をあらわすもので、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。前年度の将来負担比率は65.8%で前年に比べ18.3ポイント改善し、47.5%となりました。これの主な要因は、財政調整基金を積極的に増額していることと、町債などの起債残高が減少していることが挙げられます。なお、この熊本県における平成25年度町村平均は45.9%となっております。以上のことから、健全化に向けた改善が数値の上にもあらわれていると考えます。しかし、今後普通交付税が段階的に削減されることから、今後も財政健全に向けた取り組みを行っていく必要があると思います。さきほども少し触れましたけれども、町債の状況は、第10表のとおりでして、町債残高は117億6,117万円、前年度に比べまして7億6,805万円減少しております。また、基金の状況は、第16表のとおりでして、財政調整基金は40億1,412万円、前年度に比べまし

て3億2,170万円増加をしております。財政の主な指数等の推移は第3表のとおりでして、財政力指数が0.223、経常収支比率が84.1%と前年度に比べまして4.1ポイント上昇しております。このことは、普通交付税が減少し分母が減るとともに、分子では扶助費などの充当一般財源が増加したためと考えられます。この点につきましては、注視をしていく必要があるかと思われまます。実質収支比率は7.0%となっております。決算に関する総括的な意見でございますけれども、町税などの収納状況についてであります。4ページに収納状況の表を示しておりますけれども、債権回収対策会議の開催、滞納整理手順書などのマニュアルの作成等徴収体制の強化や、職員の徴収努力が徴収率アップとしてあらわれていることは評価できると考えます。しかしながら、滞納なども現存しております、さらなる徴収努力をお願いしたいと思っております。少し長くなりましたが、以上で一般会計に関する決算審査に関する説明を終わらせていただきます。続きまして、平成26年度あさぎり町水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。これにつきましては1番から4番までは省略させていただきます、5番の審査結果から御説明いたします。審査の対象としました平成26年度決算書及び附属書類の計数は関係諸帳簿及び証ひょう書類の計数と符合しまして、いずれも、正確であることを確認いたしました。6の決算の状況ですけれども、(1)収益的収入、支出の決算状況につきましては、表のとおりであります。(2)資本的収入支出の決算状況については、第4から7表のとおりであります。(3)の利益等の状況につきましては、この資料には添付してございませんが、当年度純利益は726万8,000円で、前年度と比べまして47万2,000円減少しております。昨年度も指摘があったかと思っておりますけれども、有収率は70.4%でありまして、前年度に比べまして2.6%減少し、年々低下をしております。漏水が原因でありまして、耐用年数を過ぎた管路の老朽化によるものというふう聞いております。7の審査の意見であります、平成26年度末における水道使用料金の収納状況につきましては、第2表のとおりであります。未収額は405万5,000円で前年に比べ82万2,000円減少しております。不納欠損額はゼロ円で前年度に比べ4,000円減少しております、職員の徴収努力もあり、徴収体制の効果が徴収率アップとしてあらわれていることは評価できると考えます。しかしながら、滞納も現存しております、さらなる徴収努力をお願いしたいと思います。以上で、水道事業特別会計に関する決算審査の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。今後ともまたよろしくお願いたします。

◎議長(橋爪 和彦君) これから決算審査意見書について、代表監査委員に質疑を許可します。質疑ありませんか。質疑ないですね。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで代表監査委員への質疑を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議について、来る14日は厚生常任委員会所管課分と税務課分、15日は税務課分を除く総務文教常任委員会所管課分、16日は建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を18日に行いたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、来る14日は厚生常任委員会所管課分と税務課分、15日は税務課を除く総務文教常任委員会所管課分、16日は建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、18日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。

◎議長(橋爪 和彦君) なお、お手元に配付しました文書の通り、各課の担当職員も説明員として出席しますので報告しておきます。

◎議長(橋爪 和彦君) お諮りします。明日12日と明後日13日は休日のため休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、明日12日と明後日13日は休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長(坂本 健一郎君) 起立、礼、お疲れ様でした。

午後4時40分 散会